議第１０号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

本市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和４年（２０２２年）２月１７日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市道路占用料徴収条例（昭和５７年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

別表法第３２条第１項第２号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

<table>
<tr><td rowspan="3">法第32条第１項第３号に掲げる施設</td><td rowspan="3">自動運行補助施設</td><td rowspan="2">法第２条第２項第５号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類</td><td>地下に設けるもの</td><td rowspan="2">長さ１メートルにつき１年</td><td>3</td></tr>
<tr><td>その他のもの</td><td>10</td></tr>
<tr><td colspan="2">道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類</td><td>１本につき１年</td><td>770</td></tr>
</table>

		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	480
			地下に設けるもの		290
	その他のもの				960

別表中「第32条第1項第3号及び第4号」を「第32条第1項第4号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

新潟県柏崎市道路占用料徴収条例（昭和５７年３月２６日条例第２９号）

改正後

別表（第２条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額（円）
（略）			
法第32条第１項第２号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	43
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		58
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		120
	外径が0.4メートル以上１メートル未満のもの		290
	外径が１メートル以上のもの		580

改正前

別表（第２条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額（円）
（略）			
法第32条第１項第２号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	43
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		58
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		120
	外径が0.4メートル以上１メートル未満のもの		290
	外径が１メートル以上のもの		580

改正後					
法第32条第１項第３号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第２条第２項第５号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ１メートルにつき１年	3
			その他のもの		10
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		１本につき１年	770
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１年	480
			地下に設けるもの		290
	その他のもの				960
法第32条第１項第４号に掲げる施設				占用面積１平方メートルにつき１年	960
法第32条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が１の			Ａに0.005を乗じて得た額

改正前				
法第32条第１項第３号及び第４号に掲げる施設			占用面積１平方メートルにつき１年	960
法第32条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が１のもの		Ａに0.005を乗じて得た額
		階数が２のもの		Ａに0.008を乗じて得た額
		階数が３以上のもの		Ａに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			970
	地下に設ける			580

改正後				
		もの		
		階数が２のもの		Ａに0.008を乗じて得た額
		階数が３以上のもの		Ａに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			970
	地下に設ける通路			580
	その他のもの			960
（略）				

改正前			
	通路		
	その他のもの		960
（略）			